

資源集団回収奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民による資源物の集団回収（以下「集団回収」という。）を促進し、ごみ減量・リサイクルの意識醸成するため、集団回収に取り組む団体に対して奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、自治会、子ども会その他市民団体及び遠野市生活環境協議会会長（以下「会長」という。）が認める資源集団回収を実施する団体（以下「実施団体」という。）とする。

(奨励金の額)

第3条 交付する奨励金の額は、次の各号に掲げる、集団回収により回収し資源回収業者に売り払った資源物の品目に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 紙類 1 kgにつき 7 円
- (2) 缶類 1 kgにつき 7 円
- (3) ビン類 1 本につき 6 円

(団体登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする実施団体は、あらかじめ、資源集団回収実施団体登録申請書（様式第1号）を会長に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の申請は年度ごとに行うものとする。ただし、新規に実施する場合は、その都度とする。
- 3 会長は、実施団体を決定したときは、資源集団回収実施団体登録決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(実績報告)

第5条 実施団体が、集団回収を実施したときは、資源集団回収実績報告書（様式第3号）に、資源回収業者が発行する買取明細書又はその写しを添えて会長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 会長は、前条の資源集団回収実績報告書を受理した際は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに資源集団回収奨励金交付決定通知書（様式第4号）により奨励金の交付を決定するものとする。

- 2 実施団体は、奨励金の交付決定後、会長に資源集団回収奨励金請求書（様式第5号）を提出するものとする。
- 3 会長は、前項の請求があったときは、遅滞なく奨励金（支払いの際に振込手数料が生じる場合にあっては、当該振込手数料を差し引いた額）を支払わなければならない。

(奨励金の返還)

第7条 会長は、偽りその他の不正な行為により奨励金の交付を受けた実施団体があるときは、当該実施団体から奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和4年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

